

越 監 公 表 第 8 号

地方自治法第199条第14項の規定により、市長から令和3年（2021年）4月12日付け越監第17号の定期監査の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和3年6月25日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 利根川 敏 彦

越谷市監査委員 小 林 豊代子

越谷市監査委員 細 川 威

## 監査の結果に係る措置について

建設部

### 【指摘事項】

#### <収入事務>

(1) 普通財産の貸付契約において、契約書どおりに延滞金が徴収されていないものがあつた。

当該普通財産の土地賃貸借契約書を確認したところ、納入期限までに貸付料が納入されない場合は、延滞金を徴収するものと規定されている。貸付料が期限内に納入されていなかったため延滞金が発生したにも関わらず、徴収の手続きを行っていなかったものである。(道路建設課)

### 【措置等の内容】

本件については、是正措置として、当該契約の相手方に対し契約書に基づく延滞金の徴収手続きを行い、令和3年(2021年)2月15日付けで納入されたことを確認しました。

今後は、今回の指摘事項について書面により記録を残し、所属職員における周知徹底と組織的なチェック機能の強化を図るとともに、期限内納入の促進に努め、適正な事務処理をしていきます。